

一体型および別立型の条例に記載されている主な内容

	別立型	
	手話言語条例	情報コミュニケーション条例
1 前文	手話は独自の言語体系を有する言語であること(障害者権利条約、障害者基本法) 手話はろう者が受け継いできた(文化的所産である)こと 手話の使用に対する制約、歴史的背景 手話が言語である <u>ことの普及との認識を普及すること</u>	障害の特性に応じた意思疎通手段の選択、利用
2 目的	手話が言語である <u>との認識をことの普及させ、手話の普及施策の総合的な推進</u>	全ての県民が互いに人格と個性を尊重する共生社会の実現 障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進
3 定義		視覚、聴覚又は触覚、身体、機器等を活用して意思疎通を図るための手段
4 基本理念	手話言語の理解及び普及並びに地域における手話言語を使用しやすい環境の構築 手話は独自の言語体系を有する言語であること 手話はろう者が受け継いできた文化的所産であること	障害の特性に応じた意思疎通手段の選択の機会の確保、利用の機会の拡大等
5 県の責務	言語としての手話の普及等に係る総合的な施策の実施	障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する総合的な施策の実施
6 計画等の策定・推進等		施策の総合的かつ計画的な推進
7 普及・啓発	言語としての手話の普及に対する理解を図るための啓発等	障害の特性に応じた意思疎通手段に対する理解を深めるための啓発等
8 手話等を学ぶ機会の確保	<u>県は市町その他関係機関、ろう者及び手話言語に関わる者と協力して、県民が手話を学ぶ機会の確保等</u>	県民が障害の特性に応じた意思疎通手段を学ぶ機会の確保
9 学校における県の取組	<u>乳幼児期におけるろう児の早期発見及び療育並びにろう児の保護者のための施策</u> <u>ろう児・者聴覚障害者が手話を習得し、手話で学習することができる教育環境の整備</u>	基本理念・意思疎通手段に対する理解の促進
10 学校設置者等の役割	<u>教育機関におけるろう児の手話言語の早期教育及びその環境整備のための施策</u> 手話を必要とする児童への手話言語の <u>認識普及</u> のための学習機会の提供 ろう児・保護者に対する教育に関する相談 <u>ろう児・保護者に対する手話を習得する機会を確保すること</u>	児童が必要な意思疎通手段で学習できる環境の整備 教職員の障害の特性に応じた意思疎通手段に関する知識・技術向上に必要な措置
11 意思疎通支援者の養成・確保		手話通訳者、要約筆記者、盲ろう通訳・介助者等の養成、確保
12 意思疎通支援者の派遣・相談		手話通訳者、要約筆記者、盲ろう通訳・介助者等の派遣
13 情報発信等		障害の特性に応じた意思疎通手段を利用した情報発信
14 災害時等の対応		災害時等における障害の特性に応じた意思疎通手段による支援
15 事業者への支援	聴覚障害者が勤務する事業所で従業員が手話を習得する機会の確保にかかる支援	障害の特性に応じた意思疎通手段の利用に係る合理的配慮
16 調査研究	手話の発展に資する調査研究の推進	
17 県民等の役割	手話の普及の施策への協力	条例の目的・基本理念に対する理解の促進 障害の特性に応じた意思疎通手段の利用促進に係る施策への協力
18 障害当事者・支援者等の役割	手話の普及の施策への協力	施策への協力と理解の促進 障害の特性に応じた意思疎通手段選択の普及啓発
19 事業者の役割	<u>手話の普及の施策への協力</u>	施策への協力と理解の促進 障害の特性に応じた意思疎通手段の利用に係る合理的配慮や利用促進
<u>市町との連携等</u>	<u>市町との連携協力すること</u>	
	<u>必要があるときは、市町に対し、必要な協力を要請すること</u>	
<u>施策推進審議会の意見の聴取</u>	<u>施策推進審議会の意見を聴くものとする</u>	
20 財政上の措置	<u>施策を推進するため必要な財政上の措置</u>	施策を推進するため必要な財政上の措置